

「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）の制定を求める意見書

治安維持法の犠牲者は、平和を願い、人権尊重と主権在民、信教の自由を唱え戦争に反対したために逮捕され拷問による虐殺、また獄死するという多大な犠牲を受けました。

戦後治安維持法は、日本がポツダム宣言を受託したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされましたが、政府は謝罪も賠償もしていません。

治安維持法の制定から89年が経過し、生存する犠牲者はわずかになっています。

政府は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認め、同法による犠牲者の実態を調査しその内容を公表するとともに、一日も早く謝罪と賠償を実現することは、人道上当然のことです。

よって、国において、「治安維持法犠牲者国家賠償法」（仮称）を制定し、犠牲者に対して謝罪と賠償を行うよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	法務大臣
-------	-------	--------	------